公　募　説　明　書

防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設、防府市保健センター、大平山山頂公園、防府市向島公民館外２館に自動販売機を設置する事業者に係る公募を実施しますので、公募参加希望者は内容を熟知の上、応募してください。

なお、選考は関係法令及び次に定めるところにより一般競争入札に準ずる方法（以下「入札」という。）で実施します。

1　公募に付する事項

(1)　名　　称：防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設に自動販売機を設置する事業者
防府市保健センターに自動販売機を設置する事業者
大平山山頂公園に自動販売機を設置する事業者
防府市向島公民館外２館に自動販売機を設置する事業者

(2)　設置期間：令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、行政財産の用途又は目的を妨げない限りにおいて自動販売機の設置を許可することができると市が判断した場合は、当初市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、令和９年度から３年度を限度に、引き続き設置することができる。

なお、期間の満了前でも、市が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、許可を取り消す場合がある。

(3)　設置場所及び公募物件

①　設置場所：防府市クリーンセンター（防府市大字新田３６４番地）
防府市保健センター（防府市鞠生町１２番１号）
大平山山頂公園（防府市大字牟礼１６３－５９）
防府市向島公民館（防府市大字向島６３６番地の７）
防府市富海公民館（防府市大字富海１２０３番地の１）
防府市小野公民館（防府市大字奈美７０９番地）

②　公募物件：以下の仕様書を参照のこと。
（ア）「防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設に自動販売機を設置する事業者公募仕様書」
（イ）「防府市保健センターに自動販売機を設置する事業者公募仕様書」
（ウ）「大平山山頂公園に自動販売機を設置する事業者公募仕様書」
（エ）「防府市向島公民館外２館に自動販売機を設置する事業者公募仕様書」を参照のこと。

2　公募（入札）参加資格

応募できる者（入札に参加できる者）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者又は同条第２項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこと

とされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(2)　国税及び防府市税（法人の場合は法人市民税、個人の場合は市民税（ともに特別徴収市民税を含む。）、固定資産税及び軽自動車税。）の滞納がないこと（防府市税にあっては法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、代表者を含む。）。

(3)　公示日から入札執行の時までの間に、防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　入札に参加しようとする者（法人の場合は代表者、個人の場合はその者。）が防府市暴力団排除条例（平成２３年防府市条例第２１号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(6)　法人である場合の役員及び使用人又は個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。

(7)　上記(5)及び(6)に該当する者が条例第２条第１号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8)　自動販売機の設置業務において、２年以上の実績を有していること。

(9)　法人の場合は、山口県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。個人の場合は、防府市内に住所を有する者であること。

3　公募参加資格の審査等

参加することを希望する者は、次に掲げる申請書等を提出し、公募参加資格の審査を受けなければならない。ただし、令和８・９年度物品調達等指名登録業者名簿に登録されている者については、提出する申請書等の一部を省略できるものとする。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果公募参加資格を有しないと認めた者は、この入札に参加することができない。

(1)　提出する申請書等

（ア）「防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設に自動販売機を設置する事業者に係る公募参加資格審査申請提出書類一覧表」

（イ）「防府市保健センターに自動販売機を設置する事業者に係る公募参加資格審査申請提出書類一覧表」

（ウ）「大平山山頂公園に自動販売機を設置する事業者に係る公募参加資格審査申請提出書類一覧表」

（エ）「防府市向島公民館外２館に自動販売機を設置する事業者に係る公募参加資格審査申請提出書類一覧表」

(2)　提出方法

①　提出期間：令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月２７日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

② 提出先：〒７４７－８５０１
山口県防府市寿町７番１号
防府市契約課
電話　０８３５－２５－２１７７

③ 提出方法：申請書等の提出は、一般書留若しくは簡易書留による郵送（令和８年１１月２７日必着）又は持参して提出するものとする（宅配便による提出は不可とする。）。

(3) 資格審査の結果通知

公募参加資格の審査は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、公募参加資格を有しないと認めた者については、その理由を付した書面を令和８年１２月７日（月）までに発送する。

(4) その他

① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

② 防府市長は、提出された申請書等を公募参加資格の審査以外に参加者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書等は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

4 契約条項を示す場所

上記**３の（２）の②**の提出先に同じ

5 仕様書等に関する質問の受付・回答について

仕様書等の内容に関する質疑事項は、次のとおり受け付け、随時、ホームページにより回答する。

なお、電話及び窓口等の個別対応は行わない。

(1) 質問の提出方法

別添「仕様等に関する質問・回答書（第８号様式）」に内容を簡潔にまとめ、ＦＡＸにより提出すること。

① 提出先：上記**３の（２）の②**の提出先に同じ

② 提出期限：令和８年１１月２７日（金）　午後５時１５分まで

(2) 質問の回答方法

質問受付後から令和８年１２月７日（月）までの間に、防府市ホームページに回答書を随時掲載する。

6 現地確認について

設置場所を確認する場合は、各担当課に連絡すること。

・防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設　防府市生活環境部クリーンセンター
電話　０８３５－２２－４７４２

・防府市保健センター　防府市保健こども部健康増進課
電話　０８３５－２４－２１６１

・大平山山頂公園　防府市土木都市建設部都市計画課
電話　０８３５－２５－２４３５
・防府市向島公民館外２館　防府市教育委員会教育部生涯学習課
電話　０８３５－２５－２５３７

7　契約書の作成及び契約保証金

(1)　契約書の作成は、令和８年１２月２４日（木）までに行う。
(2)　落札者は、本市が作成した契約書に記名押印しなければならない。
(3)　契約保証金は免除とする。

8　入札方法等

(1)　入札書の提出期限等
①　提出期限：令和８年１２月１６日（水）　午後５時１５分　必着
②　提出先：上記**３の（２）の②**の提出先に同じ
③　提出方法：一般書留若しくは簡易書留のいずれかによる（左記に示す方法以外での提出は無効とする。）。
封筒様式等は別紙「郵便入札の入札方法」によること。
(2)　入札保証金：免除
(3)　売上手数料率入札書について
入札参加者は、希望する物件ごとに、売上手数料率入札書（第９号様式）（以下「入札書」という。）を作成すること。
入札書は、記名押印の上、物件番号ごとに商号又は名称、件名及び物件番号を記載した封筒に入れ、封筒を入札書に押印した印にて封かんすること。
封かんした入札書入りの封筒は「郵便入札の入札方法」に則って作成した外封筒に入れ送付し提出すること。
(4)　入札書の記載方法
入札書に記載する売上手数料率（消費税率及び地方消費税率の標準税率１０％を含む。）は、小数第一位までを記載すること。

9　開札等

(1)　開札日時等
開札は下記に示す日時及び場所にて行う。なお開札については入札参加業者を立ち会わせず、代わりに入札事務に関係のない市職員に立ち会わせるものとする。
①　日時：令和８年１２月１７日（木）午前９時
②　開札場所：防府市役所本館７階　入札執行室
(2)　開札方法等
①　開札は、防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設、防府市保健センター、大平山山頂公園、防府市牟礼公民館外２館の順で行う。
防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設については、物件番号１から２の順で１物件ごとに行う。物件番号１の落札者は、物件番号２の参加資格を自動的に失うこと

とする。

防府市保健センターについては、物件１のみを行う。

大平山山頂公園については、物件番号１から２→３の順で１物件ごとに行う。物件番号１の落札者は物件番号２・３の参加資格を、物件番号２の落札者は物件番号３の参加資格を自動的に失うこととする。

防府市向島公民館外２館については、物件番号１から２→３の順で１物件ごとに行う。

ただし、防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設及び大平山山頂公園については、他の入札参加者がいない場合に限り、同一事業者が複数の物件に参加できるものとする。複数の物件への参加を希望する事業者は、別添「公募参加資格審査申請書（参加表明書）（第１号様式)」において参加を希望する物件番号を選択するとともに、あらかじめ上記８（１）に定める提出期限までに、選択したすべての物件について入札書を提出すること。

複数の物件への希望をする場合は、外封筒は１つで可とするが、内封筒は必ず商号又は名称、件名及び物件番号を記載した個別の内封筒で提出すること。

② 入札執行回数は、物件ごとに１回とする。

③ 入札書の記載事項については、これを訂正することはできない。

④ 提出した入札書の書換え、差換え又は撤回をすることはできない。

(3) 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

① 入札参加資格のない者がした入札

② 入札価格（売上手数料率)、氏名その他の事項を確認できない入札

③ 入札価格（売上手数料率）を加除訂正した入札及び記名押印のない入札

④ 入札者が同一事項について２以上の入札をした入札

⑤ 談合その他不正な行為があったと認められる入札

⑥ 郵便入札の入札方法によらない入札

⑦ 上記**８（１）**に示す提出期限を過ぎて到着した入札

⑧ 封筒記載の物件名及び入札参加者名と同封された入札書の物件名及び入札参加者名が相違する入札

⑨ 入札条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

① 市が予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 落札となるべき同率の入札をした者が２人以上あるときは、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

(5) 入札参加者への結果通知

落札決定後、準備が整い次第、全参加者へ落札決定のＦＡＸを送付する。

10　落札後の事務処理

落札者に決定した者は、下記の書類を提出して使用許可申請及び契約締結等の手続を行うこと。

① 行政財産使用許可申請書（防府市指定用紙）

② 防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設に設置する自動販売機による販売に関する契約書
防府市保健センターに設置する自動販売機による販売に関する契約書
大平山山頂公園に設置する自動販売機による販売に関する契約書
防府市向島公民館外２館に設置する自動販売機による販売に関する契約書

③ 自動販売機の管理関係証明書（第 10 号様式）

11　指示事項

入札及び契約に関して必要な費用は、入札参加者の負担とする。

郵便入札の入札方法

1　入札書を送付する封筒について　　（下図参照）

封筒は外封筒と内封筒の**二重**とし、内封筒に入札書を入れ封かんし使用印（入札参加資格審査申請時に届け出た本市との契約締結権限を有する者の印で、入札書に押印したものと同じもの。社印は不可。）で割印したうえで、**外封筒**に入れて郵送のこと。

封筒の大きさについては不問（貴社で使用されている封筒で可）。

○外封筒の記載

表面…「入札書在中」及び「親展」を**朱書き**し、防府市契約課行

裏面…件名、開札日時、入札参加者の住所及び商号又は名称を記載

○内封筒の記載

表面…防府市長宛で、件名及び物件番号、入札参加者名を記載

裏面…封筒の貼り合わせ部分を届出印で割印（３箇所）

内封筒を外封筒に入れる際、内封筒は二つ折り等で封入可とする。

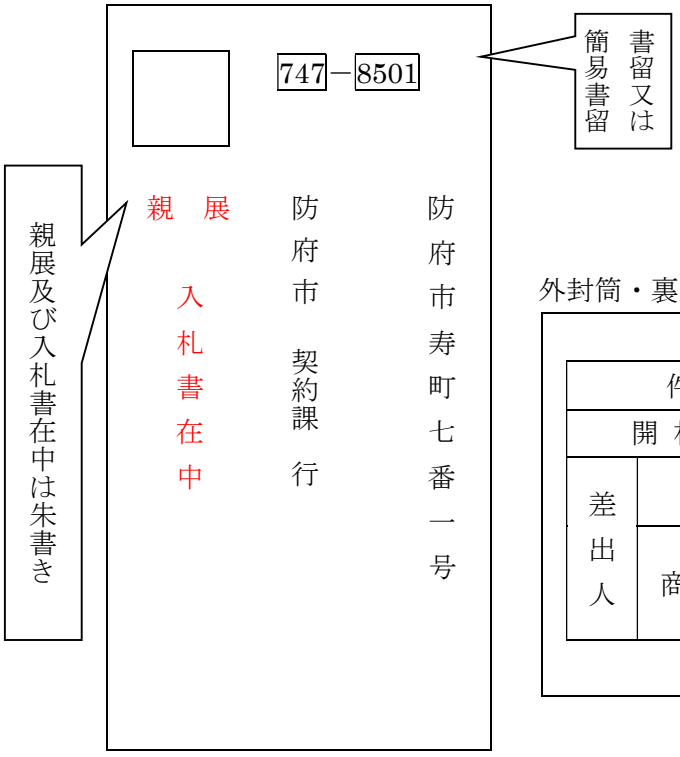
2　その他

入札書に記載する日付は、「開札日」の日付とする。

開札日　１２月１７日

3　封筒記載例

外封筒・表面　　※縦書き横書きどちらでも可。



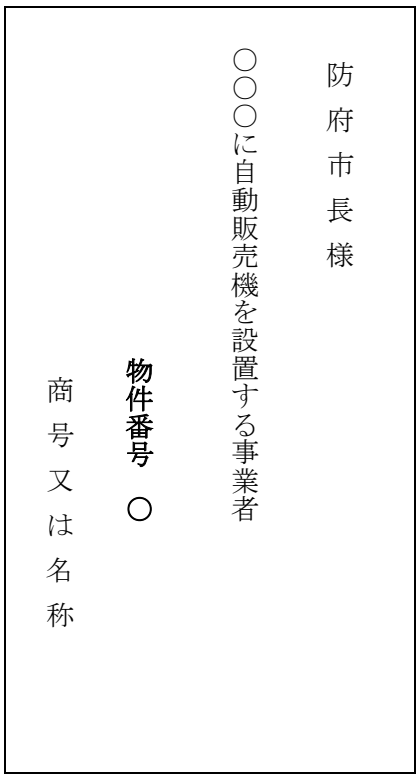
外封筒・裏面

件　名		○○○に自動販売機を設置する事業者
開 札 日 時		令和８年 12 月 17 日９時 00 分
差出人	住 所	
	商号又は名称	

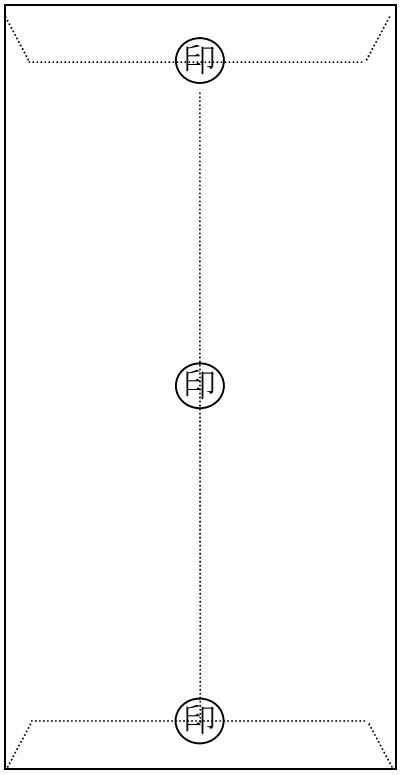
※複数物件に参加を希望する場合は件名欄に参加する施設名を列記してください。

内封筒・裏　※印鑑は入札書と同じものを使用。

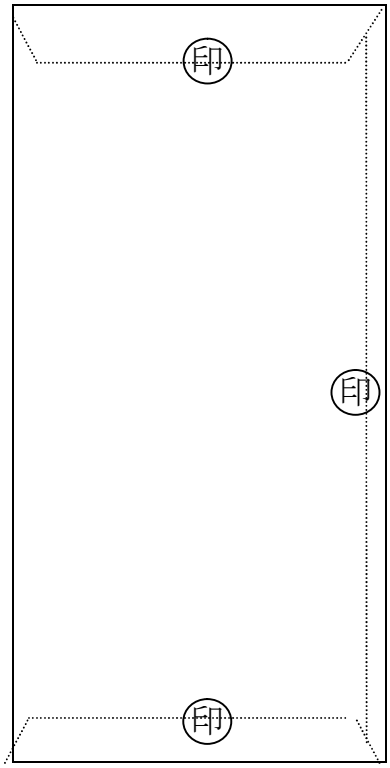
内封筒・表



（例１）



（例２）



物件番号を必ず記載すること

複数物件に参加する場合は内封筒のみ必ず物件ごとに分けて作成すること。